

【事案Ⅱ－２】後遺障害共済金請求

・平成 29 年 5 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

転倒により胸椎・腰椎・圧迫骨折を被ったため入院したところ、寝たきりの状況になった。このため、不慮の事故により重度障害となったものとして後遺障害共済金を請求したところ、寝たきりの原因がアルツハイマー型認知症によるものとして、災害重度障害共済金を支払わないこととされたため、これを不服として、申立てに及んだもの。

<申立人の主張>

被申立人は、不慮の事故等による重度障害による後遺障害共済金 50 万円を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 申立人は平成 27 年 3 月、自宅ベッドからの起床時に転倒し、第 9 胸椎及び第 3 腰椎の圧迫骨折と診断され、同日から同年 4 月まで約一ヶ月間入院した。
- (2) その後、自立歩行が可能となるようリハビリを行ったが、結局寝たきりの状態となった。
- (3) このため、不慮の事故を原因として重度障害状態になったものとして、後遺障害共済金を請求したところ、寝たきりとなった原因は、既往症のアルツハイマー型認知症であって、本件事故とは因果関係がないから、不慮の事故を原因とする重度障害とは認められず、病気による重度障害共済金の支払がなされた。
- (4) しかし、申立人は、事故直前においては自力歩行で通院が可能な状態であったのであり、わずか 2 か月ほどの間に歩行障害を来すほど認知症が進行するとは考えられず、被申立人の判断は受け入れられない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 申立人が「重度障害」の状態であることは認めるが、その原因は「アルツハイマー型認知症」が原因であり、病気が原因である。本件事故を直接の原因とするものとは判断できない。
- (2) 入院した病院より回答された「脳の萎縮又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書」によれば、原因傷病名は「アルツハイマー型認知症」である。また、申立人の障害の程度としては、「食事・入浴・用便・更衣・外出・買物」についてすべて「介護が必要」であり、その原因として「認知症のため」と診断されている。
- (3) 「回復の見込みのない歩行障害」が残存する理由については、同病院より回答され

た『後遺障害診断書』に関する質問書兼回答書」において、「認知機能の低下とくり返す圧迫骨折による」と記載されている。「歩行障害」の原因について「認知機能の低下」の影響は否定できない。

- (4) 一方、本件事故で受傷した「第9胸椎圧迫骨折・第3腰椎圧迫骨折」は、「労災補償 障害認定必携（第16版）」における「障害系列」の中の「せき柱及びその他体幹骨」として認定することとなり、これによると、変形の程度から「第6級の4 せき柱に著しい変形を残すもの」に該当する。したがって、本件後遺障害は、被申立人の定める「重度障害」の認定基準には至らない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 本件傷害によるせき柱の著しい変形による歩行障害は、第1級の「両下肢をひざ関節以上で失ったもの」又は同級の「両下肢の用を全廃したもの」、もしくは第2級の「両下肢を足関節以上で失ったもの」のいずれにも該当せず、その他歩行障害に結びつくと考えられる障害類型は等級表上存しない。
- (2) 本件障害が不慮の事故を直接の原因として生じたものであるか否かについては、障害の原因となった傷病名は、認知症であるとされている一方、「回復の見込みのない歩行障害」が残存する理由について「認知機能の低下とくり返す圧迫骨折による」とされている。

しかし、本件傷害の内容（第9胸椎及び第3腰椎の圧迫骨折）に照らし、これが直ちに上記歩行障害に結びつくとは考え難いことである上、一般的な医学的知見によれば、認知症は重症化すると歩行障害を生ずるとされているところであるが、他方、本件傷害を含む圧迫骨折が歩行能力に何らかの影響を及ぼすことは考えられるし、また、本件傷害を含めた圧迫骨折とこれによる入院のくり返しが精神的に歩行の意欲を減退させ、歩行能力に影響を及ぼすという可能性は否定できない。

また、申立人の年齢及び心身の状態に鑑みれば、本件傷害に基づく入院生活により認知症の進行が早まることも考えられるから、仮に本件事故前は歩行が可能であったとしても、上記歩行障害が認知症の進行に基づくものであることを否定することはできない。

- (3) これらを総合して考えると、上記歩行障害は、本件事故ないし本件傷害がなにがしかの影響を与えたとしても、その主たる原因は、認知症の進行にあるものと考えるのが相当であり、本件障害は本件事故すなわち不慮の事故によって生じたものと認めることはできない。